

議案第73号

向日市文化財調査事務所条例の廃止について

向日市文化財調査事務所条例を廃止する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市文化財調査事務所条例を廃止する条例

向日市文化財調査事務所条例（平成元年条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。